

<可決された意見書>

**米海軍ヘリコプター不時着の原因究明と再発防止を求める意見書**

平成25年12月16日、米海軍厚木基地第5空母航空団所属のヘリコプターが、三浦市三崎に不時着した。

現地では、住民に被害はなかったものの、物的被害が生じ、搭乗員2名が負傷しており、今回の事故の発生に市民は不安を抱いている。

平成20年6月には、横田基地所属のヘリコプターが市内相模川河川敷に不時着し、平成23年2月にも、厚木基地所属のヘリコプターが平塚市内に緊急着陸する事態が発生しており、これまでも米軍機による騒音被害の解消や事故等の防止を強く求めてきたところであるが、今回このような事故が起きたことは、米軍のヘリコプターの安全管理のあり方に強い不信感を持たざるを得ない状況である。

よって本市議会は、米軍機による事故が二度と発生しないよう、国会及び政府におかれて、米国政府が次の措置をとるよう強く求めるものである。

- 1 今回の不時着について、早急に原因を調査し、その結果を速やかに報告・公表すること。
- 2 安全性の確保を最優先し、航空機の整備点検を確実に実施するなど、徹底した安全管理を行い、事故の再発防止に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会 閣 下  
内 閣 閣 下  
あ て

平成25年12月20日提出

<可決された意見書>

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定され、国は肝硬変、肝がん患者を含むウイルス性肝炎患者に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、予算に基づく医療費助成を実施している。

しかしながら、この助成制度は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に及んでおり、特に肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、余命少なくなければ認定されないといった実態が報告されるなど、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

さらに、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時に附帯決議がなされたが、国においては、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変、肝がん患者への医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会 閣 下  
内 閣 閣 下

平成25年12月20日提出

<可決された意見書>

都市再生機構の賃貸住宅の継続家賃値上げ中止等を求める意見書

都市再生機構は、継続家賃の2014年4月1日改定の実施を予告し、現在その作業を進めている。

都市再生機構の賃貸住宅（以下「UR賃貸住宅」という。）の継続家賃は、3年ごとに改定すると定められているが、2009年4月改定の際には、全国の地方議会からの要請もあり、国土交通大臣が都市再生機構に「厳しい経済状況の考慮」を求め延期された。

しかし、2011年度は、近傍同種の住宅の家賃との格差を理由に値上げを実施した。

現在、UR賃貸住宅には、高齢者、年金生活者、低所得者の世帯が多く入居しており、家賃の値上げにより生活不安をもたらすことが懸念される。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律では、UR賃貸住宅は住宅セーフティネットを担う公的賃貸住宅として位置づけられている。また、独立行政法人都市再生機構法附帯決議では、「居住者に過大な負担にならない家賃への配慮」を都市再生機構に求めている。

都市再生機構は、家賃値上げ作業をただちに中止し、居住の安定確保と、社会的にも大きな損失である空き家の早期解消に努めるべきである。

よって本市議会は、国、政府及び都市再生機構におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 都市再生機構はUR賃貸住宅居住者の置かれている生活実態に配慮し、2014年4月の家賃値上げを中止すること。
- 2 都市再生機構は居住者の家賃負担の軽減を図るとともに、空き家の解消に努めること。
- 3 政府及び都市再生機構は、低所得高齢者の居住の安定と子育て世帯等への施策を含め、公共住宅としてふさわしい家賃制度の確立と家賃改定ルールの抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会  
内 閣 あ て  
独立行政法人都市再生機構

平成25年12月20日提出